

## 大津市障害者団体等運営事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者団体又はボランティア団体に対し、予算の範囲内において、その運営に要する経費の一部を補助し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者団体 市内に主たる事務所を有し、本市に居住する障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者をいう。以下同じ。）及びその家族によって構成され、障害者の自主的な活動を推進することを主な目的として設立された団体であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 身体障害、視覚障害、聴覚障害、知的障害又は精神障害の種別ごとに、同じ障害のある者及びその家族によって構成された団体でその構成員の数が最も多いもの
- イ 1年間を通じて本市及び滋賀県が主催する障害者スポーツ大会に協力して、障害者スポーツの活動及びその支援を行っている団体

(2) ボランティア団体 市内に主たる事務所を有し、本市全域の障害者を対象に創作、スポーツ又は手話通訳等の奉仕活動を行うことを目的として設立された団体又はそれらの団体が複数で組織する団体で、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 1年間を通じて定期的に活動している団体
- イ 5年以上の活動実績がある団体
- ウ 当該団体が実施する活動に参加する障害者から徴収する参加費（団体の会費を除く。）が無料又は実費程度の低額である団体

### (補助対象者)

第3条 この要綱による大津市障害者団体等運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、障害者団体又はボランティア団体とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に定めるとおりとし、補助金の額は、同表に定める補助基準額と補助対象者が当該年度において支出した額から前年度の当該団体の繰越額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

### (交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市障害者団体等運営事

業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大津市障害者団体等運営事業費補助金所要額調書
- (2) 障害者団体等活動計画書
- (3) 団体の会則又は規約等
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度決算書
- (6) 収支予算書

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市障害者団体等運営事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

（変更承認申請書）

第7条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市障害者団体等運営事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）とする。

2 前項の変更承認申請書には、第5条第2項に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添付しなければならない。

（交付決定変更通知書）

第8条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市障害者団体等運営事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告書）

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市障害者団体等運営事業費補助事業実績報告書（様式第5号）とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大津市障害者団体等運営事業費補助金精算額調書
- (2) 障害者団体等活動報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収書等（明細を記したもの）の写し

（確定通知書）

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市障害者団体等運営事業費補助金確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

（一括又は分割による交付請求書）

第11条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市障害者団体等運営事業費補助金交付請求書（様式第7号）とする。

（帳簿の備え付け）

第12条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後5年間、当該補助

事業に係る帳簿及び証拠書類等を備え付けなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市障害者団体等運営事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、令和元年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助基準額	補助対象経費
障害者団体	次の各号に掲げる前年度の会費納入会員数に応じ、当該各号に定める額 (1) 400人以上 640,000円 (2) 200人以上400人未満 320,000円 (3) 100人以上200人未満 160,000円 (4) 50人以上100人未満 80,000円	次の各号に掲げる経費。ただし、他の補助金等の交付の対象となったものを除く。 (1) 報酬 (2) 報償費 (3) 旅費 (4) 消耗品費 (5) 食糧費 (6) 印刷製本費 (7) 光熱水費 (8) 通信運搬費 (9) 手数料 (10) 委託料 (11) 使用料及び賃借料 (12) 備品購入費（事前に市長が認めたものに限る。）
ボランティア団体	1団体当たり 50,000円 複数の団体により構成された団体にあっては、構成する団体の数に50,000円を乗じた額とする。ただし、150,000円を限度とする。	

様式第1号（第5条関係）

大津市障害者団体等運営事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市障害者団体等運営事業費補助金の交付について、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市障害者団体等運営事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日 及 び 完 了 予 定 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
添 付 書 類	1 大津市障害者団体等運営事業費補助金所要額調書 (別紙1) 2 障害者団体等活動計画書 (別紙2又は別紙3) 3 団体の会則又は規約等 4 役員名簿 5 前年度決算書 6 収支予算書

様式第2号（第6条関係）

大津市障害者団体等運営事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市障害者団体等運営事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市障害者団体等運営事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は全部の返還を命じることがある。 (5) 補助事業等の完了後に、消費税及び地方税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

様式第3号（第7条関係）

大津市障害者団体等運営事業費補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市  
障害者団体等運営事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13  
条第1項の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市障害者団体等運営事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

様式第4号（第8条関係）

大津市障害者団体等運営事業費補助金交付決定変更通知書

第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市障害者団体等運営事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市障害者団体等運営事業
変 更 し た 承 認 内 容	
承 認 年 月 日	

様式第5号（第9条関係）

大津市障害者団体等運営事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 住 所

団 体 名

代 表 者 名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市障害者団体等運営事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市障害者団体等運営事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	1 大津市障害者団体等運営事業費補助金精算額調書 (別紙4) 2 障害者団体等活動報告書(別紙5又は別紙6) 3 収支決算書 4 領収書等(明細を記したもの)の写し

様式第6号（第10条関係）

大津市障害者団体等運営事業費補助金確定通知書

第  号  
年  月  日

様

大津市長

印

年  月  日付け大  第  号で補助金の交付の決定をした大津市障害者団体等運営事業費補助事業について、次のとおり大津市障害者団体等運営事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市障害者団体等運営事業
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 金 額	円

様式第7号（第11条関係）

大津市障害者団体等運営事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 住 所

団 体 名

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市障害者団体等運営事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年度		
補 助 事 業 の 名 称	大津市障害者団体等運営事業		
交 付 決 定（確 定）金 額	円		
補助金を事前交付請求する 理 由			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円		
交 付 請 求 金 額	円		
金 振 融 込 機 関 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫・農協	支店
	口 座 番 号	普通・当座	
	口 座 名 義		
添 付 書 類			

(別紙1)

大津市障害者団体等運営事業費補助金所要額調書

(単位:円)

区分	事業費総額 A	前年度からの繰越額 B	差引額 C (A-B)	2分の1の額 D (C×1/2)	補助基準額 E	補助金額 F (DとEを比較して 少ない方の額)
運営費						

(注) Fの金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨ててください。

(別紙2)

## 障害者団体等活動計画書（障害者団体用）

(別紙3)

障害者団体等活動計画書（ボランティア団体用）

団体名			代表者名	
事務所所在地	大津市		電話番号	
前年度末会員数	人			
団体設立年月日				
活動計画				
活動内容 (具体的に記入 すること)				
対象者				
主な活動場所				
活動期間	年 月 日 から		年 月 日まで	

(別紙4)

大津市障害者団体等運営事業費補助金精算額調書

(単位:円)

区分	事業費決算(見込)額 A	前年度からの繰越額 B	差引額 C (A-B)	2分の1の額 D (C×1/2)	補助基準額 E	補助金額 F (DとEを比較して少ない方の額)
運営費						

(注) Fの金額に、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨ててください。

(別紙5)

## 障害者団体等活動報告書（障害者団体用）

(別紙 6 )

障害者団体等活動実績報告書（ボランティア団体用）

団 体 名		代 表 者 名	
事務所所在地	大津市	電 話 番 号	
前年度末会員数	人		
団体設立年月日			
活動実績			
活動内容 (具体的に記入 すること)			
対象者			
主な活動場所			
活動期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		